

学校の統合・建替え等とそれに伴う通学区域の再編に対する配慮についてのQ & A

質問	回答
Q 1：統合予定の学校に入学予定だが、統合新設校以外の学校への入学は可能か。	A 1：原則学区の指定校に入学となります。ただし、通学区域緩和制度や指定校変更制度により学区外の学校を希望することができます。詳しくは、別紙②「2026年度小（中）学校新入学の手引」及び別紙④「学区外通学制度の留意点及び申請手続きについて／指定校以外へ入学できる制度一覧」等をご一読ください。
Q 2：学校統合等に伴う通学区域再編により、在学中に学区が変更になる。転校せずに変更前の学校に通い続けることは可能か。	A 2：学区が変更になる地域にお住まいのお子様について、小学生は在籍していた学校（もしくは在籍していた学校が統合となった新設校）と、学区変更後の指定校のいずれかから、通学する学校を選択できます。なお、中学生は引き続き在籍していた学校へ通学することとなります（原則、学区変更後の指定校へ転校はできません）。
Q 3：Q 2の選択時、在籍校（もしくは在籍校が統合してできる新設校）への通学を選んだが、通学距離が長くなった。負担を軽減する制度はあるか。	指定校もしくは教育委員会が定めた特認校に通学している児童生徒の保護者に通学費の補助を行っています。ただし、もともと指定校に通学していた児童生徒が、学校統合・学区変更後も引き続き在籍校（または在籍校が統合してできる新設校）に通学する場合、学区外通学者も特例措置として通学費の補助金の対象になります（住所または居所の変更があった場合は除きます）。対象者の方には別途通知いたします。なお、在籍している学校以外にも通学距離などの支給要件がございます。すべて満たした場合に通学費の補助をしておりますので、詳細はまちだ子育てサイトをご覧ください。 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/258.html
Q 4：学校の統合や、それに伴う通学区域の再編により、自宅から指定校までの通学距離が長くなる。指定校より近い学校がある場合、学区が変更になる時点からその学校に転校することは可能か。	A 4：自宅から指定校までの通学距離が長い（小学校：片道1.5km以上／中学校：片道2.0km以上）場合、通学距離が短い（小学校：片道1.5km未満／中学校：片道2.0km未満）学校への転入学を希望することができます。ただし、各校で受入可能な人数を設定するので、その受入枠の範囲内で、転校が可能か検討させていただきます。また、学校の施設の都合上、受入枠を設けることができない場合もあります。
Q 5：在学中に小学校が統合する予定。小学校入学時点の継続する中学校と、小学校卒業時点（学校統合後）の継続する中学校が異なるが、小学校入学時点の継続する中学校に進学することは可能か。 （例）入学小学校：本町田東小学校／入学時点の継続する中学校：薬師中学校 卒業小学校：本町田ひなた小学校／卒業時点の継続する中学校：町田第三中学校 進学を希望する中学校：薬師中学校	A5：小学校の統合等により、小学校入学時点の継続する中学校と、小学校卒業時点（学校統合後）の継続する中学校が異なる場合、小学校入学時点の継続する中学校を希望することができます。通学区域緩和制度と同じ受入枠の範囲内での受入れとなりますが、通学区域緩和制度よりも優先的に受入れいたします。